院内感染が発生した医療機関における感染症病床確保促進事業の取扱いについて
＜令和５年度「みなし重点医療機関」の手続きの概要＞

令和５年５月 31 日

1　概要

・　院内感染が発生した際、病棟全体や一部をゾーニングして新型コロナウイルス感染症患者の継続的な入院対応がなされ、必要な要件を満たす場合、重点医療機関とみなし、感染症病床確保促進事業（病床確保料の補助金）の対象とする事ができます。
・　陽性患者を受入れることで生じる病棟内の空床（休床）が補助対象となります。
・　現時点では、令和５年９月末までが対象期間です。

補助単価例（一般病床/1 日 1 床あたり）
R5.4.1～R5.5.7　　@71,000 円
R5.5.8～R5.9.30　　@36,000 円

・　具体的な要件や対象範囲の取扱いについては、「基本的な考え方（補足）令和５年度版」も参照ください。

2　手続きの流れ

①院内感染が発生し、本取扱いを希望する場合、所管の保健所担当部署までご一報ください。
②保健所又は道感染症対策課ホームページから事前協議に必要な様式等を入手ください。
③対応期間中は、Ｇ－ＭＩＳ（ジーミス・医療機関等情報支援システム）にコロナ陽性の入院患者数等の入力を日毎に行ってください。
④事前協議資料を作成のうえ、指示された日までに保健所へ提出してください。
〇みなし重点医療機関調書（発生状況ラインリスト）
〇入院実績集計表（病棟ごと、月ごと）
〇対象となる病棟のゾーニング図面
〇その他参考資料
⑤事前協議資料は道本庁で審査します。疑義確認や追加資料を依頼する場合があります。
⑥審査後、対象期間の範囲や対象となる空床数等を「認定案」としてお知らせします。
⑦補助金交付要綱を参照のうえ、「補助金交付申請書」及び「実績報告書」を提出ください。
（提出先：道感染症対策課交付金対策係　補助申請書等提出期限：令和５年９月 15 日(金)）
⑧補助金書類の審査完了後、指定の口座への支払となります。

3　事前協議資料の提出期限等

・令和５年４月以降、既に院内感染対応が終了している場合は、所管保健所担当部署までご一報のうえ、所管保健所に提出してください。
・事前協議資料の審査には一定期間要しますので、対応終了後概ね２週間以内に所管保健所に提出してください。

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
医療体制係　電話：011-231-4111（内線 38-926）